

令和5年度県産米消費拡大事業委託業務 仕様書

1 業務名

県産米消費拡大事業委託業務

2 目的

これまで、本県の早期米は、他県より早く収穫できることを強みとして、他県に先駆けて全国で有利販売を行ってきたが、米の保管技術向上などに伴い、早期米の競争力は低下し、県産米の価格は下落しています。

本事業は、早期米が出回る7月末から、普通期米が出回る11月にかけて、新米を使った食事を提供する「新米キャンペーン」を県内宿泊施設と連携して展開することで、県産米の需要を喚起し、県産米の取引価格向上につなげることを目的とします。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務内容

業務の目的に沿って、以下の要件を満たす新米キャンペーン事務局の運営、県内宿泊施設への新米キャンペーン告知・募集、参加施設からの申請内容を確認のうえ協力金の交付及び宿泊者へのアンケート調査のとりまとめ等を実施すること。

(1) 新米キャンペーン事務局の運営に関すること

① 事務局の設置

本業務に係る事務局を設置すること。

② 事務局の体制

業務が円滑に履行できるよう統括責任者1名及び専任スタッフ1名以上を配置すること。

ア 統括責任者

業務に関する必要な指示は、原則、高知県から統括責任者に対して行うものとする。統括責任者の職務は概ね以下のとおりとする。

(ア) 主体的に当該業務を遂行すること。

(イ) 事務局業務の全体を統括し、専任スタッフの指揮監督を行うとともに、円滑な業務実施のため作業状況の進捗管理を行い、高知県が求める業務水準を確保すること。

(ウ) 定期的に事務局業務の点検・分析・見直しを行い、常に最善の方法で業務を実施するとともに、随時、高知県との協議を行い、相互共通認識による運営を行うこと。

(エ) 病気など突発的に専任スタッフが出勤できない場合においても、業務に支障をきたすことのないよう、バックアップ体制を整えること。

イ 専任スタッフ

(ア) 業務を行うために必要な知識を有し、迅速かつ的確に対応すること。

(2) 県内宿泊施設への新米キャンペーン告知・募集に関すること

① 告知

県内宿泊施設（旅館業法に基づく営業許可を得ているホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所）に対して、新米キャンペーン企画の立案及び告知するためのチラシ、ポータルサイト等を作成し、利用を促すための周知をすること。

② 募集

宿泊施設からの新米キャンペーン取組計画書*を募集し、内容が本業務の目的に対して効果的な新米キャンペーンの展開となっているかを確認し、必要に応じて改善案の提案をすること。

取組計画書の申請が適当であると認めたときは、新米キャンペーン参加施設として登録した専用ポータルサイトで掲載すること。

※新米キャンペーン取組計画書：宿泊予定者数、新米提供予定者数、キャンペーン内容、アンケート調査内容等

(3) 実施状況の確認及び協力金の交付に関すること

① 実施状況の確認

取組計画書により実施された内容を把握し、②の協力金の交付対象となることを確認すること。

② 協力金の交付

令和6年8月から11月の間に対象となる宿泊施設で宿泊し、宿泊施設が食事を提供した宿泊者数に応じて、予算の範囲内で協力金を交付すること。

ア 交付額 50円/人×宿泊者数を米購入相当額として交付

イ 交付対象宿泊者数 700,000人（予定）

ウ 交付期限

新米キャンペーン時期	とりまとめ時期	交付期限
令和6年8月～9月（早期米）	令和6年11月15日（金）	令和6年12月16日（月）
令和6年10月～11月（普通期米）	令和7年1月15日（水）	令和7年2月17日（月）

③ 委託業務の前払金の請求

前払金の請求は、別途定める様式によるものとし、各とりまとめ時期までに交付内容の関係書類を添えて提出すること。

④ 支払済額報告

交付済額及びその明細等の報告は、別途定める様式によるものとし、令和6年12月末までの交付分については、交付月の翌月の末日までとし、令和7年1月以降の分については、委託業務の完了報告に併せて提出すること。

(4) その他

①宿泊施設の新米キャンペーン企画が、自走化も視野に入れた次の展開につながる企画を提案すること。

②宿泊施設からのアンケート調査結果をとりまとめ、適宜高知県に提出すること。

5 実施スケジュール等及び成果物

(1) 実施スケジュール等

当該委託業務の実施にあたっては、無理のないスケジュールを設定し、効果的な実施体制を構築すること。

なお、設定するスケジュール、実施体制は、実現可能な範囲内で最大の効用が得られるものであることとし、事業の進捗度や県の指示に応じて、柔軟に対応するものであること。

(2) 成果物

本業務の成果物は次のとおりとし、電子記録媒体に保存して、県が指定する日までに納品すること。

①業務定期報告（月1回以上）

②取組計画書、企画書、広報データ、写真データ、その他業務で制作した関係資料一式

6 その他留意事項

(1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(2) 受託者は、本事業を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うこと。

(3) 本事業を円滑に遂行するため、委託者は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(5) 成果物については、原則として委託者に帰属するものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を委託者に譲渡できない写真、文書等を使用する場合は、事前に委託者に申し入れを行い、了承を得ること。委託者に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度委託者と受託者とで協議すること。

(6) 交付対象宿泊者数が700,000人を下回った場合は、変更契約により契約金額を減額するものとする。